○経済産業省令第五十五号

火薬類取締 法 (昭和二十五年法律第百四十九号) 第十一条、第十二条、 第十五条、 第二十七条の二及び第

三十五条の規定に基づき、 火薬類取 締法施行規則 \mathcal{O} 部を改正する省令を定める。

令和元年十二月二十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 西村 康稔

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締 法 施行規則 (昭和二十五年通商産業省令第八十八号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄に掲げる規 定の傍線を付 した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削る。

改 正 後 改 正 前

煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイ	火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイか
ト、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び	ト、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙
じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケッ	じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケッ
物以外の施設を含む。以下この号において同	物以外の施設を含む。以下この号において同
規定により火薬類を建築物(坑道その他建築	規定により火薬類を建築物(坑道その他建築
三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)	三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の
一•二 [略]	一•二 [略]
用するほか、次の各号に掲げるものとする。	用するほか、次の各号に掲げるものとする。
第六号及び第十号から第十三号までの規定を準	第六号及び第十号から第十三号までの規定を準
、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、	、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、
外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は	外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は
第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫	第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫
(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)	(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

られる場所に設置されている建築物にあつ	と。
報を感知することが通常困難であると認め	の機能を点検し、作動するよう維持するこ
した場合に当該建築物を管理すべき者が警	警報装置を設置するとともに、定期的にそ
ホ 建築物には、自動警報装置(装置が作動	ホ 建築物には、盗難を防止するための自動
ハ・ニ [略]	ハ・ニ [略]
を講ずること。	
を除く。)を使用する等の盗難防止の措置	
得るものとし、錠(なんきん錠及びえび錠	
又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ	کی
トル以上の鉄板を使用した鉄製の防火 扉	、盗難を防止するための措置を講ずるこ
ロ 建築物の入口の扉は、厚さ二ミリメー	ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし
イ [略]	イ [略]
から下までに定めるところによること。	ら一までに定めるところによること。

上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉	火扉とし、盗難を防止するための措置を講
ロ 入口の扉は、厚さ四・五ミリメートル以	ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防
イ [略]	イ [略]
らへまでに定めるところによること。	までに定めるところによること。
号ホからトまでの規定によるほか、次のイか	号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへ
より火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前	より火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前
三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定に	三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定に
下 [略]	√ [略]
すること。	
常にその機能を点検し、作動するよう維持	
建築物に設置してある自動警報装置は、	[削る]
ては、警鳴装置に限る。)を設置するこ	

ずること。

ハ~へ [略]

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の

規定により火薬類を金属製のロ

ッカーその

他

堅固な構造を有する設備(以下この号及び次

号において「設備」という。)に収納して建

築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット

、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火

定にかかわらず、次のイから小までに定めるを貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規

ところによること。

とし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。

を使用する等の盗難防止の措置を講ずる

こと。

ハ~へ [略]

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の

規定により火薬類を金属製のロッカーその他

堅固な構造を有する設備(以下この号及び次

号において「設備」という。)に収納して建

築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット

信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙

火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の

規定にかかわらず、次のイからへまでに定め

るところによること。

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2	四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2
⟨□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	示 [略]
ること。	
にその機能を点検し、作動するよう維持す	
ホ 設備に設置してある自動警報装置は、	[削る]
警鳴装置に限る。)を設置すること。	
る場所に設置されている設備にあつては、	と。
感知することが通常困難であると認められ	機能を点検し、作動するよう維持するこ
た場合に当該設備を管理すべき者が警報を	報装置を設置するとともに、定期的にその
ニ 設備には、自動警報装置(装置が作動し	ニ 設備には、盗難を防止するための自動警
ロ・ハ [略]	ロ・ハ [略]
防止の措置を講ずること。	置を講ずること。
イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難	イ 設備の扉には、盗難を防止するための措

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である	一~三 [略]	を守らなければならない。	位置、構造及び設備について、次の各号の規定	第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その	(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)	五 [略]	イ〜ホ [略]	よること	るほか、次のイからホまでに定めるところに	する場合には、前号ロから小までの規定によ)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵
四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火	一~三 [略]	定を守らなければならない。	位置、構造および設備について、次の各号の規	第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その	(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)	五 [略]	イ〜ホ [略]	よること	るほか、次のイからホまでに定めるところに	する場合には、前号ロから一までの規定によ)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵

限りでない。	置し、見張人を常時配置する場合には、この	装置を設置すること。ただし、見張所等を設	十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴		止するための措置を講ずること。	十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防	五~十四 [略]				ずること。	二重扉とし、盗難を防止するための措置を講
	置する場合には、この限りでない。	ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配	十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。	根に金網を張ること。	灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋	十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点	五~十四 [略]	置を講ずること。	び錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措	れ錠(外扉にあつては、なんきん錠およびえ	かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞ	扉 で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、

五~八 [略]	五~八 [略]
ること。	
く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ず	
はそれぞれ錠(なんきん錠およびえび錠を除	めの措置を講ずること。
入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口に	の入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するた
四 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の	四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネル
一~三 [略]	一一~三 [略]
規定を守らなければならない。	を守らなければならない。
七号および第十六号の規定のほか、次の各号の	号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定
位置、構造および設備について、第二十四条第	位置、構造及び設備について、第二十四条第七
第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その	第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その
(地中式一級火薬庫の位置、構造および設備)	(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)	
(二級火薬庫の位置、構造及び設備	

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、 その

位置、 構造及び設備について、 第二十四条第一

号、 第四号、 第五号、 第七号、 第九号、 第十号

次の各号の規定を守らなければならない。 及び第十四号から第十六号までの規定のほ か、

略

[削る]

備

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫 は、 その

位置、 構造及び設備について、 第二十四 条第

号、 第五号、 第七号、 第九号、 第十号及び第十

四号から第十六号までの規定のほか、 次の各号

の規定を守らなければならない。

略

入 口 の 扉 は 二重 扉 とし 外扉は

耐火 扉 で厚さ二ミリメートル以上の鉄板と

内扉と外扉にはそれぞれ錠 (外扉にあ

ては、 なんきん錠及びえび錠を除く。 を使

用する等の盗難防止の措置を講ずること。

		[削る]	、。			は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、	第六十七条 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄 笠	2 [略]	二~四 [略]	一の二 [略]
テル又はニトロ基を三以上含むニトロ化合物溶性成分を主とする火薬又は爆薬(硝酸エス	ること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水	火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は焼却す				の規定を守らなければならない。	第六十七条 火薬類の廃棄については、次の各号	2 [略]	二~四 [略]	一の三 [略]

、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆	五 導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管	態として分解処理すること。	四 導火線は、燃焼処理によるか、又は湿潤状	付き雷管を使用して爆発処理すること。	掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管	三 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を	次に爆発処理すること。	後燃焼処理するか、又は五百グラム以下を順	二 凍結したダイナマイトは、完全に融解した	地中に埋めることができる。	な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は	を含有するものを除く。)にあっては、安全

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

八一銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、	[削る]
燃焼処理すること。	
造及び材質であるものに限る。)を使用して	
全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構	
等」という。)は、燃焼炉(燃焼中に実包等の	
七 実包又は空包(以下この号において「実包	[削る]
により爆発処理し、導火管部は燃焼処理する	
切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式	
六 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを	[削る]
処理することができる。	
制御発破用コードにあっては、少量づつ燃焼	
発処理すること。ただし、第二種導爆線又は	

1 [略]	1 略	1	1
完成検査の方法	検査項目	完成検査の方法	検査項目
(第四十四条第二項関係)	別表第二(第四十	(第四十四条第二項関係)	別表第二(第四十
	2 ~ 7 略		2 ⁵ 7 [略]
までの規定に準じて処理すること。	までの規定に		
工品(不発弾等を除く。)は、第三号から前号	工品(不発弾		
第三号から前号までに掲げるもの以外の火	九第三号から		[削る]
الله الله الله الله الله الله الله الله	焼処理すること。		
であるものに限る。)を使用して燃	及び材質であ		
部が外部に飛散することを防ぐ構造	部又は一部が		
又は燃焼炉(燃焼中に銃用雷管の全	処理し、又は		
電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発	電気雷管又は		

	略		略
五~十四 [略]	五、 十四	五~十四 [略]	五~十一四
測定により検査する。			
の他の測定器具を用いた		測定等により検査する。	
当該扉の厚さを、巻尺そ		の他の測定器具を用いた	
図面により検査し、及び	口の扉	、目視、図面又は巻尺そ	口の扉
措置の状況を、目視及び	火薬庫の入	するための措置の状況を	火薬庫の入
造、材質及び盗難防止の	条第四号の	置の状況及び盗難を防止	条第四号の
四 火薬庫の入口の扉の構	四第二十四	四 火薬庫の入口の扉の設	四第二十四
	J		
一~三 [略]	一~三	一~三 [略]	一~三
	火薬庫の基準		火薬庫の基準
	2 地上式一級		2 地上式一級

	3 [略]		3 [略]
		する。	
		又はその記録により検査	
		装置の機能を、作動試験	
り検査する。	置	図面により検査し、当該	置
設置の状況を、目視によ	号の警鳴装	設置の状況を、目視又は	号の警鳴装
ない火薬庫の警鳴装置の	四条第十六	ない火薬庫の警鳴装置の	四条第十六
十六 見張人を常時配置	十六第二十	十六 見張人を常時配置し	十六第二十
			め の 措 置
図面により検査する。	備等	等により検査する。	防止するた
の金網の有無を目視又は	号の点灯設	めの措置を、目視、図面	号の盗難を
設備及び天井裏又は屋根	四条第十五	屋根の盗難を防止するた	四条第十五
十五 火薬庫の外部の点灯	十五第二十	十五 火薬庫の天井裏又は	十五第二十

	入口の扉	トンネルの	庫に通ずる	口及び火薬	火薬庫の入	条第四号の	五第二十五	ш	一 5 四	火薬庫の基準	4 地中式一級
査する。	を用いた測定等により検	は巻尺その他の測定器具	の状況を、目視、図面又	難を防止するための措置	口の扉の設置状況及び盗	庫に通ずるトンネルの入	五 火薬庫の入口及び火薬		一~四 [略]		
				口の扉	火薬庫の	条第四号	五第	Ш	<u></u> ~ 匹	火薬庫の基	4 地中式一
				<i>I</i> FF	庫 の 入	四 号 の	第二十五		略	基準	八一級

	九号、第十		七号、第九
	第七号、第		第五号、第
う。	第五号、	検査を行う。	第四号、
	四条第一号	る完成検査の方法により	四条第一号
	する第二十	から第十六号までに掲げ	する第二十
	おいて準用	号、第十号及び第十四号	おいて準用
	条第一項に	、第五号、第七号、第九	条第一項に
	一第二十六	一第二項第一号、第四号	一第二十六
	火薬庫の基準		火薬庫の基準
	6 地上式二級		6 地上式二級
	5 [略]		5 [略]
	Ш		Ш
六~八	六~八[略	六~八 [略]	六~八 [略]

の他の測定器具を用いた			
当該扉の厚さを、巻尺そ	口の扉		
図面により検査し、及び	火薬庫の入		
措置の状況を、目視及び	一号の二の		
造、材質及び盗難防止の	条第一項第		
三 火薬庫の入口の扉の構	三第二十六	三[削除]	三 [削除]
二 [略]	二 [略]	二 [略]	二 [略]
			項目
	查項目		掲げる検査
	に掲げる検		六号までに
	十六号まで		号から第十
	四号から第		及び第十四
	号及び第十		号、第十号

	7 1 8	五~七 [略 五~七 [根	屋組及び屋	火薬庫の小	一号の二の	条第一項第	四第二十六四[略]	
	7 5 1 8	[略] 五~七	根	 	火薬庫の小	一号の			=
	略	略		及 び 居	声 の 小	号の三の	項 第l	第二十六	

口の扉	火薬庫の入	条第四号の	四第二十四	一~三	火薬庫の基準	2 地上式一級	1	検査項目	別表第四(第四十
視により検査する。	置の維持管理状況を、目	盗難を防止するための措	四 火薬庫の入口の扉及び	一~三 [略]			1 [略]	保安検査の方法	(第四十四条の五第二項関係)
						2	1	1-1	別
口の扉	火薬庫の入	条第四号の	四第二十四	一~三	火薬庫の基準	2 地上式一級	1 [略]	検査項目	別表第四(第四十四条の五第二項関係)

		能を、作動試験又はその	
り検査する。	置	り検査し、当該装置の機	置
設置の状況を、目視によ	号の警鳴装	設置の状況を、目視によ	号の警鳴装
ない火薬庫の警鳴装置の	四条第十六	ない火薬庫の警鳴装置の	四条第十六
十六 見張人を常時配置し	十六第二十	十六 見張人を常時配置し	十六第二十
		る。	めの措置
より検査する。	備等	を、目視により検査す	防止するた
の維持管理状況を目視に	号の点灯設	めの措置の維持管理状況	号の盗難を
設備及び天井裏又は屋根	四条第十五	屋根の盗難を防止するた	四条第十五
十五 火薬庫の外部の点灯	十五第二十	十五 火薬庫の天井裏又は	十五第二十
	略」		略
五~十四 [略]	五~十四	五~十四 [略]	五~十四

入口の扉	トンネルの	庫に通ずる	口及び火薬	火薬庫の入	条第四号の	五第二十五	Ш		火薬庫の基準	4 地中式一級	3 [略]	
	の により検査する。	の維持管理状況を、目視	楽 難を防止するための措置	口の扉並びに火災及び盗	の 庫に通ずるトンネルの入	五 火薬庫の入口及び火薬		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>				記録等により検査する。
						五.			火	4	3	
			口 の 扉	火薬庫の入	条第四号の	第二十五		〜 四 「略	火薬庫の基準	地中式一級	略」	

九号、第十
第七号、第
第五号、
四条第一号
する第二十
おいて準用
条第一項に
第二十六
火薬庫の基準
地上式二級
略
六~八 [略

		_	_
の他の測定器具を用いた			
当該扉の厚さを、巻尺そ	口の扉		
図面により検査し、及び	火薬庫の入		
措置の状況を、目視及び	一号の二の		
造、材質及び盗難防止の	条第一項第		
三 火薬庫の入口の扉の構	三第二十六	三[削除]	三[削除]
二 [略]	二 [略]	二 [略]	
			項目
	查項目		掲げる検査
	に掲げる検		六号までに
	十六号まで		号から第十
	四号から第		及び第十四
	号及び第十		号、第十号

	7~18 [略	五~七 [略 五~七 [略]	根	屋組及び屋	火薬庫の小	一号の二の	条第一項第	四 第二十六 四 [略]	
	7 ~ 1 8	五~七 [略	根	 	火薬庫の小	一号の三の			
		五~七 [略]						四 [略]	測定により検査する。

この省令は、公布の日から施行する。 備考 附 表中の 則 」は注記である。